

令和6年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和6年9月10日

閉 会 令和6年9月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（9月10日）

出席議員 8名

1番	坂本	豊	君	2番	久慈	省悟	君
3番	川崎	憲二	君	4番	柿崎	裕二	君
5番	森	弘美	君	6番	吉田	勉	君
7番	乳井	巖公	君	8番	小鹿	重一	君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	久慈	修一	君				
副	村	長	小松	生佳	君			
教	育	長	吉崎	博	君			
会	計	管	理	者	木村	伸一	君	
総	務	課	長	稲葉	正明	君		
税	務	課	長	吉田	聡	君		
住	民	課	長	佐藤	一仁	君		
健	康	福	祉	課	長	高谷	久美子	君
教	育	課	長	八木澤	琴美	君		
産	業	振	興	課	長	高田	一憲	君
建	設	課	長	高田	徹	君		
代	表	監	査	委	員	坂本	亮	君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長 蒔 田 千 草 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番 柿 崎 裕 二 君
5 番 森 弘 美 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 監査報告
- 第 6 報告第15号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 報告第16号 蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 8 報告第17号 蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 9 議案の上程・提案理由の説明
 - 議案第38号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
 - 議案第39号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
 - 議案第40号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
 - 議案第41号 蓬田村漁港管理条例の一部を改正する条例案
 - 議案第42号 工事請負契約の締結について
 - 議案第43号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 議案第44号 令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
 - 議案第45号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定

- を求めるの件
- 議案第46号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件
- 議案第47号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件
- 議案第48号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件
- 議案第49号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件
- 議案第50号 令和6年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）案
- 議案第51号 令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1
号）案
- 議案第52号 令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第53号 令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第54号 令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
案
- 議案第55号 令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第2号）案
- 議案第56号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第38号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第39号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第40号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第41号 蓬田村漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第43号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第16 議案第44号 令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第17 議案第45号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
を求めるの件
- 第18 議案第46号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求

めるの件

第19 議案第47号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

第20 議案第48号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求め
るの件

第21 議案第49号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件

午前9時45分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和6年第3回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番柿崎裕二君、5番森 弘美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月13日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月13日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和6年度蓬田村定期監査結果について、令和5年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された令和5年度蓬田村財政健全化判断比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第5号母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和6年6月蓬田村議会定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告申し上げます。

6月8日土曜日、外ヶ浜町消防団観閲式がございまして、これに出席をいたしました。

6月9日日曜日、今別町消防団観閲式がございまして、これに参加してございます。

6月16日、蓬田村消防団観閲式がございまして、これに出席をしてございます。

6月17日月曜日、県下市町村長会議、これは県が主催したものでございまして、東奥日報新町ビルNew'sにおいて開催されました。会議の内容は、使用済み核燃料貯蔵協定に関する意見交換会ということでございまして、県が作成した案について、30町村が意見を交換したということでございます。

6月20日木曜日、蓬田村納税貯蓄組合総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席しております。

6月23日日曜日、青森市消防団観閲式が挙行され、これに出席しております。

6月29日土曜日、第5回むつ湾フォーラムin蓬田をふるさと総合センターで開催いたしました。これはむつ湾沿岸8市町村による圏域の環境保全、産業振興、観光振興などを目的に毎年開催しているものでございます。今年度は蓬田村が当番となり開催したものでございますが、これが当面、最後の開催ということでございます。

6月29日、同じ日でございますけれども、蓬田村観光協会総会がよもぎ温泉で開催されました。

7月5日金曜日、蓬田村日赤奉仕団総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席しております。

7月12日金曜日、蓬田村住民健診が農業者トレーニングセンターで開催されました。7月14日まで、日曜日までの3日間でございます。

7月13日土曜日、玉松海水浴場安全祈願祭が海の情報館で開催されました。

7月17日水曜日、東津軽郡町村会の臨時総会が青森市内で開催され、出席しております。

7月19日水曜日、蓬田村議会第1回臨時会を招集してございます。

7月21日日曜日、交通安全母の会のマスコット配布が玉松海水浴場で行われましたので、これに参加してございます。

7月23日火曜日、青森地区道路関係4協議会の総会が青森市でございまして、これに出席をしております。

7月の24日水曜日、青森県国民健康保険団体連合会の通常総会が青森市で開催されまして、これに出席しております。

7月26日金曜日、東津軽郡町村議会議員健康管理セミナーが外ヶ浜町において開催され、これに出席をしております。

7月27日から28日にかけて、青森県民スポーツ大会が五所川原市で開催されました。27日は雨天のため一部競技は中止となりましたが、蓬田村では軟式野球、ママさんバレーボール、ゲートボールが参加してございます。

7月29日月曜日、蓬田地域病虫害防除実施協議会の全体協議会がふるさと総合センターで開催されまして、出席をしております。

同日、外ヶ浜地区防犯協会総会がふるさと総合センターで開催されまして、出席をしております。

8月4日日曜日でございますが、玉松海まつり2024ということで玉松海水浴場で開催され、これに参加しております。

8月5日月曜日、蓬田村日赤有功会総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

8月6日火曜日、第1回蓬田村ドローン利活用推進協議会総会がふるさと総合センターで開催され、各委員に委嘱状を交付したところでございます。

8月14日水曜日、令和6年度蓬田村はたちを祝う会がふるさと総合センターで開催され、これに出席いたしました。

8月20日火曜日、東青地区農業委員会総会が青森市で開催され、これに出席しております。

8月21日水曜日、青森県町村会定期総会及び県知事との懇談会並びに町村長の健康管

理セミナーが大鰐町でございまして、21日から22日までの2日間で実施したところがございます。県知事との懇談会に当たりましては、当面の課題であります人口減少の対応について県の案が示されたものでございます。

8月23日金曜日、青森県消防操法大会が弘前市で開催されました。本村からは蓬田村第2分団、長科分団でございますが、小型動力ポンプの部に出動し大健闘したところがあります。

8月29日木曜日、令和6年度青森県戦没者追悼式が青森市でございまして、これに出席をいたしました。

9月1日日曜日、青森県民駅伝競走大会が青森市において開催されました。結果は、村の部7位、総合で38位ということでございまして、健闘いたしました。

9月2日月曜日、蓬田村除雪隊の任用通知書を交付いたしました。これは役場において行いました。

9月の8日日曜日、蓬田村民祭がふるさと総合センターで開催されました。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 監査報告

○議長（小鹿重一君） 日程第5、監査報告。今期定例会に令和5年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員坂本 亮君より監査の結果について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（坂本 亮君） 監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、令和6年7月19日、村長より提出された令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算、令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であることを認定しました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長・議長・教育長に提出いたしました令和5年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されておりますので、ご審議の参考にしていただければと思いま

す。

以上で、監査委員の報告を終わります。

日程第6 報告第15号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第6、報告第15号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第15号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第12号、専決処分書。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。職員が宿直業務に従事することに伴い、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものであります。

1枚お開きください。

改正の内容については、庁舎の宿直をお願いしている1名の方が休業により勤務ができなくなったため、代わりに職員が宿直業務を行う必要があるため、日直を宿直に改めるものであります。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村職員の給与に関する条例の規定は、令和6年7月16日から適用する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(小鹿重一君) 起立全員です。よって、報告第15号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第16号 蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長(小鹿重一君) 日程第7、報告第16号蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長(稲葉正明君) 報告第16号蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第13号、専決処分書。

蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。職員が宿直業務に従事することに伴い、蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものであります。

1枚お開きください。

改正の内容については、第3条中「日直」を「宿日直」に改めるものであります。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定は、令和6年7月16日から適用する。

説明は以上になります。

○議長(小鹿重一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小鹿重一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(小鹿重一君) 起立全員であります。よって、報告第16号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第17号 蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長(小鹿重一君) 日程第8、報告第17号蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長(稲葉正明君) 報告第17号蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第14号、専決処分書。

蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。フルタイム会計年度任用職員が宿直業務に従事することに伴い、蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものであります。

1枚お開きください。

改正の内容については、第2条第1項第11条の見出し及び同条中「日直」を「宿日直」に改めるものであります。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の規定は、令和6年7月16日から適用する。

説明は以上になります。

○議長(小鹿重一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第17号は承認することに決定されました。

日程第9 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第9、議案の上程。今期定例会に提出されております議案19件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和6年第3回蓬田村議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案19件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第38号、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第39号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第40号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第41号、蓬田村漁港管理条例の一部を改正する条例案は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第42号、工事請負契約の締結については、蓬田村新庁舎地中熱利用設備工事につ

いて、請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第43号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、現行の被保険者証の廃止に伴い、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議するため提案するものであります。

議案第44号、令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第45号、令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第46号、令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第47号、令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第48号、令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第49号、令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上6件につきましては、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めため提案するものであります。

続きまして、議案第50号、令和6年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、国庫支出金3,398万4,000円、県支出金2,833万7,000円などを増額し、繰入金1,641万6,000円、諸収入1,358万8,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費1,790万9,000円、消防費2,345万円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに7,508万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ51億4,468万6,000円となるわけでありまして。

議案第51号、令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、繰越金54万6,000円を増額し、繰入金54万6,000円を減額しております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ3,826万1,000円となるわけでありまして。

議案第52号、令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金70万5,000円、諸収入49万8,000円などを増額し、繰越金50万9,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費18万2,000円、諸支出金51万2,000円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに69万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億9,127万4,000円となるわけであります。

議案第53号、令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして繰入金2,262万8,000円、繰越金141万1,000円を増額しております。

次に、歳出として、総務費6万円、諸支出金2,397万9,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2,403万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億9,658万6,000円となるわけであります。

議案第54号、令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰越金18万8,000円を増額し、歳出として諸支出金18万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに18万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,102万6,000円となるわけであります。

議案第55号、令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

資本的収支で不足する額を補填する額について、引継金383万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,945万円に改め、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する額について、未収金576万円、未払金136万4,000円に改めるものであります。

議案第56号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第10 議案第38号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号

の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。日程第10、議案第38号蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第38号、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

改正の内容については、村条例において、マイナンバーを情報提携する事務について番号法別表第2を引用していましたが、法改正により別表第2が廃止され、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報と定義されたことから、条例を改めるものであります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 個人を識別するための番号というふうになっておりますけれども、今課長が説明した、マイナンバーカードと言いましたけれども、ここにマイナンバーカードということが、表現が全然ないのですけれども、これはどういうことなのか、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 個人を特定する番号がマイナンバーカードとなっております。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） この条例案に関しては、マイナンバーカードという言葉が一切出てきませんよね。ですから、マイナンバーカードという言葉そのものは、正式な名称ではないということなのではないでしょうか。そのことをちょっと説明していただけませんか。

○議長（小鹿重一君） 副村長。

○副村長（小松生佳君） マイナンバーカードと呼ばれているものに関しては、個人を特定する番号が結局カードという捉え方になっておりますので、その名称を条例とかに入れてしまうと、その名称が変われば変わるたびに条例を改正しなきゃいけなくなりますので、あくまでもそのマイナンバーカードと言われているものは、個人番号がついているもののカードという、そのあかしを立てるものという考え方なので、そのマイナンバーカードの文言が入っていなくても個人を特定するものということで、略称というような感じで考えておいていただければと思います。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 通称マイナンバーカードで通っていますよね。新聞でも報道でも全てマイナンバーカード、イコール、マイナ保険証もそうですし。そうしますと、マイナンバーカードというのは正式な名称ではないということで、その個人を識別する番号というのが正式な名称として捉えればいいのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 副村長。

○副村長（小松生佳君） 捉え方に関しては、その人個人個人の考え方の違いによるものだと思いますので、通称マイナンバーカードと呼ばれているものでしょうけれども、条例とか法律とかになると、多分そのマイナンバーカードというその名称は使われていなくて、あくまでも特定の個人を識別するための番号という大きなくくりの中での話になると思います。

あと、前にも住基カードという名称がありましたけれども、マイナンバーカードの前に、ああいう形でその名称、呼称を入れてしまうと、法律から条例から全部変わるたびに直さないといけないというのがあるので、あくまでもざっくり個人を特定する、識別するための番号ということのくくりで名称を統一しているものだと思います。

○議長（小鹿重一君） 坂本議員、3回質問終わりましたので。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（小鹿重一君） 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第11、議案第39号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第39号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案。

蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加えるもので、内容としまして、これまでは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項に保護命令として規定されていた接近禁止命令及び退去等命令が、法律の改正に伴い、第10条第1項で接近禁止命令、第10条の2で退去等命令と規定されたことに伴い、条例を改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第12、議案第40号蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第40号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。行政手続における特定の個人の識別のための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案します。

次のページをお願いします。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

内容は、簡単に言いますと、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削るということです。

この条例は、令和6年12月2日から施行します。

説明は以上となります。

- 議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。
- 1番（坂本 豊君） 保険者証、保険証の返還を求めるというのはどういうことですか。
- 議長（小鹿重一君） 住民課長。
- 住民課長（佐藤一仁君） ちょっとすみません、休憩お願いします。
- 議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

- 議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。
- 住民課長。
- 住民課長（佐藤一仁君） 保険者証は12月2日以降は発行しないので、その場合、保険者証の返還はしないということであります。（「すみません、もう1回説明してもらえますか」の声あり）12月2日以降は、なくした場合、保険者証を発行しないということなんです。そういうふうには、取組になっていますので、返還は求められないので応じないということになりますので。いいですか。
- 議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

- 議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。
- 坂本 豊君。
- 1番（坂本 豊君） すみません、ここに被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合というふうには、虚偽の届出をした場合、そしてこの条例は令和6年12月2日から施行するとあるわけですね。ですから、報道では、これ以前に発行している保険者証は1年間は使えるというふうになっているので、保険者証の返還を求められるというのは、12月2日からやるのかという感じに捉えられるので、もう1回分かりやすく説明してください。
- 議長（小鹿重一君） 住民課長。
- 住民課長（佐藤一仁君） すみません、12月2日以降は、紛失してしまった人に対して保険者証の再発行はしません。その代わりに資格確認書で対応します。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 資格確認書の発行はいつから、本人の申請で行うのか、それとも役場で自動的に、プッシュ式で自動的に発行してくれるのか。保険者証をなくした場合、その資格確認書発行までは何日ぐらいかかるのか説明してください。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 資格確認書はマイナンバーを登録していない人、要はひもづけもやっていない人は自動的に郵送します。有効期間は5年間なのですけれども、村としては1年ずつの更新を考えています。

あと、もう一つ、資格確認書は、なくしちゃったのでと、本人がもし届けてくれば、すぐそこで資格確認書は発行しますので。（「何日ぐらいかかります」の声あり）何日も、その場で資格確認書は出せます。保険者証と同じようにすぐ発行しますので、お願いします。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（小鹿重一君） 起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 蓬田村漁港管理条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第13、議案第41号蓬田村漁港管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 議案第41号、蓬田村漁港管理条例の一部を改正する条例案。

蓬田村漁港管理条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

次のページをお願いします。

改正内容として、国による法律名の変更に伴い、本条例第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村漁港管理条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第14、議案第42号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第42号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的。蓬田村新庁舎地中熱利用設備工事。

2、契約の方法。条件付一般競争入札。

3、契約金額。3億7,070万円。

4、契約の相手方。宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目4番22号、大成温調株式会社東北支店、執行役員支店長、木本英朗。

提案理由。蓬田村新庁舎地中熱利用設備工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） この地中熱利用設備工事なのですけれども、もちろん地下の中ですし、不具合が起きたときに保証期間とかそういうものは設けているのでしょうか。何年間では無償で修理しますとか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 普通は瑕疵保険として1年間、故障等の保証になると思っております。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 1年しか保証しないということなのですか。3億7,000万円ほどの工事費用に対して、普通であれば7年、10年くらい保証してもらわないと困るような工事じゃないのでしょうか。1年過ぎて配管がおかしくなったとかお湯が出ないとか、そういうものがあれば全て自費で役場が修理しなければならなくなるので、そういうのは一切、よそでもこういうものは。1年しか保証はないのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 先ほど言いましたが、瑕疵保険の1年ということで、ほかの地中熱を利用しているところも1年間の保証になっております。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） ちなみにこの契約金額、3億7,070万円ということですがけれども、役場新庁舎も値上がりしていますけれども、これ、当初の計画でいくとどれぐらいの金

額の予定をしていたのでしょうか。最初から3億7,070万ではなく。金額変更をやったのか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 当初には地中熱を利用するというふうになっておりません、地中熱を利用して、より暖房費とか経費のかからないようにするというので途中で変更しておりますので、金額は変わっておりません。（「ちょっと休憩をお願いします」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

川崎議員に対するまだ回答がないのではということですが、休憩中にお話したのでいいですか。（「大丈夫です」の声あり）

ほかに質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（小鹿重一君） 日程第15、議案第42号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第43号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するというものです。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて協議するためです。

次のページをお開き願います。

別表第1の2及び3中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるということで、内容については、12月2日以降、保険者証の交付がなくなりますので、それに伴い資格確認書等で対応するという事です。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（小鹿重一君） 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め
めるの件

日程第17 議案第45号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めめるの件

日程第18 議案第46号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定を求めるの件

日程第19 議案第47号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めるの件

日程第20 議案第48号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めるの件

日程第21 議案第49号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めるの件

○議長（小鹿重一君） 日程第16、議案第44号令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から日程第21、議案第49号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの決算6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時53分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6年10月21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美